

○現状の水害リスク情報や取組状況の共有（嶺北ブロック各市町）

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	福井市	大野市	勝山市	鯖江市	あわら市	越前市
避難勧告等の発令基準 県管理河川の基準 (避難準備・高齢者避難開始：氾濫注意水位) (避難勧告：避難判断水位) (避難指示：氾濫危険水位)	(1) 避難準備・高齢者等避難開始 1：指定河川洪水予報により、対象観測所の水位が氾濫注意水位に到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続き水位上昇が見込まれている場合 2：指定河川洪水予報の水位予測により、対象観測所の水位が避難判断水位に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合） 3：軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4：避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 (2) 避難勧告 1：指定河川洪水予報により、対象観測所の水位が避難判断水位に到達したと発表された場合 2：指定河川洪水予報の水位予測により、対象観測所の水位が氾濫危険水位を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合） 3：異常な漏水・侵食等が発見された場合 (3) 避難指示（緊急） 1：指定河川洪水予報により、対象観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合 2：指定河川洪水予報の水位予測により、対象観測所の水位が堤防天端に到達するおそれが高い場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合） 3：異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 4：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）	(1) 避難準備・高齢者等避難開始 要配慮者が避難できる時間を残して災害が発生する可能性が高まったとき。 〔赤根川・清滝川〕 ・河川水位が <u>一定時間後に避難判断水位（特別警戒水位）に到達</u> すると予想される場合 〔九頭竜川・真名川・石徹白川〕 ・河川水位が <u>一定時間後にはん濫危険水位（危険水位）に到達</u> すると予想される場合 (2) 避難勧告 災害が発生し、又は発生するおそれがあるばあにおいて、特に必要があると認めるとき。 〔赤根川・清滝川〕 ・河川水位が <u>避難判断水位（特別警戒水位）に到達</u> し、更に上昇が予想される場合 〔九頭竜川・真名川・石徹白川〕 ・はん濫危険水位（危険水位）に到達しそうな場合 ・河川管理施設の異常（漏水等堤防の決壊につながる恐れがある被災）の発見等 (3) 避難指示（緊急） 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき ・河川水位が <u>はん濫危険水位（危険水位）に到達</u> した場合 ・堤防の決壊を確認 ・河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認等	(1) 避難準備・高齢者等避難開始 ・避難行動要支援者が避難できる時間を残して災害が発生する可能性が高まったとき。 ・河川水位が一定時間後に避難判断水位、もしくは氾濫危険水位（危険水位）に到達すると予測されるときなど。 (2) 避難勧告 ・災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。 ・河川水位が <u>避難判断水位（特別警戒水位）に到達</u> したとき。 ・河川管理施設の異常（漏水等破堤につながるおそれがある被災）を確認したとき等。 (3) 避難指示（緊急） ・災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。 ・河川水位が越水、溢水のおそれのある場合、若しくは <u>氾濫危険水位</u> に達したとき。 ・堤防の決壊を確認したとき。 ・河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認したときなど。	1 自主避難 市が発令する避難勧告等によるものではなく、台風が福井県に上陸、接近する恐れがある場合、または長時間降り続く雨の影響等で洪水や土砂災害等の発生が懸念される場合、市民が自己の判断で身の安全を確保するため、事前の避難を希望される方を対象に、早期に避難する場所（自主避難所）を提供することを目的として、一時的に開設する。 2 避難準備・高齢者等避難開始 (1) 避難行動要支援者が避難できる時間を残して、災害が発生する可能性が高まった場合 (2) 日野川の札幌観測所の水位が避難判断水位4.8m（特別警戒水位）もしくは氾濫危険水位に到達すると予想され、かつ、上流域の家久（鯖江）観測所の河川水位が上昇している場合 (3) 浅水川の鳥羽観測所の水位が避難判断水位5.6m（特別警戒水位）もしくは氾濫危険水位に到達すると予想され、かつ、上流域の北観測所の河川水位が上昇している場合 (4) 浅水川、鞍谷川、河和田川の河川水位が一定時間後に避難判断水位（特別警戒水位）もしくは氾濫危険水位に到達すると予想される場合 (5) 降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合 3 避難勧告 (1) 災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められる場合 (2) 河川の水位が避難判断水位（特別警戒水位）レベル3に到達した場合 (3) 血ノ川、天神川、穴田川、石田川、吉野瀬川、和田川において、災害が発生し、または発生するおそれがある場合 (4) 異常な漏水等堤防の決壊につながるおそれがある場合 (5) 日野川、浅水川、鞍谷川、河和田川の水位が氾濫注意水位または避難判断水位を超えた状態で、降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合 (6) 内水地域で浸水深が深く、屋内安全確保では身体に危険が及ぶ可能性がある場合 4 避難指示（緊急） (1) 災害が発生し、または発生するおそれがある場合 (2) 日野川、浅水川、鞍谷川、河和田川の水位が <u>氾濫危険水位</u> に到達した場合 (3) 河川の水位が越水、溢水のおそれのある場合 (4) 異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合	【竹田川】 (1) 避難準備・高齢者等避難開始 ・大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表され、基準地点の水位が、はん濫注意水位に達し、避難判断水位に達すると予測される場合 ・大雨警報（浸水害）が発表され、台風の規模、水位情報、降雨予測情報、バトロールや住民からの通報等から、洪水による水害の危険が高いと判断される場合 (2) 避難勧告 ・大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 ・大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表され、基準地点の水位が、避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれる場合 ・大雨警報（浸水害）が発表され、台風の規模、水位情報、降雨予測情報、バトロールや住民からの通報等から、洪水による水害の危険が極めて高いと判断される場合 ・破堤につながるような漏水等が発見された場合 (3) 避難指示（緊急） ・大雨警報（浸水害）、大雨特別警報（浸水害）又は洪水警報が発表され、基準地点の水位が、氾濫危険水位に達した場合、又は氾濫した場合 ・大雨警報（浸水害）、大雨特別警報（浸水害）又は洪水警報が発表され、近隣で既に洪水による浸水が発生し、台風の規模、水位情報、降雨予測情報、バトロールや住民からの通報等から、洪水による水害が拡大するおそれがあると判断される場合	(1) 避難準備情報 河川水位が一定時間後に避難判断水位（特別警戒水位）もしくははん濫危険水位（危険水位）に到達すると予測されるとき等 (2) 避難勧告 ・河川水位が <u>避難判断水位（特別警戒水位）</u> に達したとき ・河川管理施設の異常（漏水等堤防の決壊につながるおそれがある被災）を確認等 (3) 避難指示 ・河川水位が <u>はん濫危険水位（危険水位）</u> に達したとき ・堤防の決壊を確認 ・河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認等
住民等への情報伝達の体制や方法について	・デジタル防災行政無線の設置 ・防災情報メールの整備 ・街角放送、福井ケーブルテレビ、ウェザーニューズ、ヤフーとの協定	・同報系防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機（公共施設）、I P 告知システム（和泉地区）） ・Lアラート（ＴＶデータ放送、インターネット連動） ・市防災メール（緊急速報メール連動）	・防災行政無線での情報提供。 ・Lアラートによるメディアへの情報提供。 ・勝山市緊急メールによる情報提供。 ・広報車での情報提供。	防災行政無線 緊急一斉メール配信（登録制） 公式ホームページおよびSNSの利用による周知 丹南ケーブルテレビによるL字システムおよび登録一斉メール	・メール配信・SNS配信 ・防災行政無線デジタル化 ・市ホームページ ・広報車 ・Lアラート	・同報系防災行政無線の活用 ・ケーブルテレビの活用 ・緊急連絡メールの活用
避難誘導体制	・福井市避難支援プランの実施 ・給水設備の整備 ・マンホールトイレの整備 ・町名表示板の整備 ・避難行動要支援者名簿の作成	・指定避難所に表示板を設置済 ・避難行動要支援者名簿の作成	・指定避難所の表示板設置 ・避難行動要支援者名簿の作成	自主避難による早期避難所開設 自主防災組織体制の強化 逃げ遅れた際、一時退避に協力してくれる事業所の登録（72事業所） ・避難行動要支援者名簿の作成	・指定避難所の表示板を設置済 ・避難行動要支援者名簿の作成	・避難標識や案内板の整備 ・警察、消防、自主防災組織等の協力 ・避難所の早期開設 ・避難行動要支援者名簿の作成
想定される浸水リスク	・洪水ハザードマップの全戸配布による浸水深及び避難所、避難方向の周知	洪水・土砂災害ハザードマップ（大野市総合防災マップ）の全戸配布による浸水深、避難所の周知	・洪水ハザードマップの全戸配布による浸水深及び避難所の周知。 ・避難行動要支援者名簿及び、個別計画の作成	災害時サポートガイドブック（洪水・土砂災害ハザードマップ）の全戸配布による浸水深および避難所、避難方向への周知	「あわら市防災ガイドブック」（洪水、地震・土砂災害、津波ハザードマップ）の全戸配布及び市ホームページ掲載による浸水深及び避難場所の周知	・洪水ハザードマップの全戸配布による浸水深及び避難所の周知 ・防災マップの作成
避難に関する啓発活動	・総合防災訓練の実施 ・出前講座の実施 ・防災フェアの実施 ・防災ハンドブックの配布 ・防災センターでの展示 ・防災パイパル教室の実施	・自主防災組織の育成 ・出前講座の実施	・勝山市総合防災訓練での水防訓練を実施。 ・勝山市総合防災訓練での消防団による避難誘導訓練を毎年実施。 ・出前講座の実施。	防災出前講座 自主防災組織訓練の実施 防災リーダーの養成講座の実施	・防災訓練の実施 ・自主防災組織の育成 ・防災出前講座の実施	・自主防災組織の育成 ・防災訓練の実施 ・出前講座の実施

②水防に関する事項

項目	福井市	大野市	勝山市	鯖江市	あわら市	越前市
水防体制	・自主防災組織立ち上げの補助 ・自主防災組織への資機材補助 ・防災備蓄倉庫の整備	・自主防災組織の育成(組織率198/212(93%))	・自主防災組織の育成	・水防協議会において関係機関の連絡体制、配備態勢の確認 ・指定避難所（公民館）開設時の活動体制の確認（市職員向け） ・水防訓練の実施 ・自主防災組織への資機材整備補助 ・市民(30名任命)からの情報提供・伝達	水防機材の備蓄確認 水防団との共同点検	・自主防災組織の充実強化 ・防災マニュアル、避難マニュアル作成 ・防災備蓄倉庫の整備
庁舎の機能確保	・受電設備、非常用発電設備等の整備済 ・浸水対策のため、止水板設置	・受電設備、非常用発電設備等の整備済 ・浸水対策のため、上記設備を3階に設置	・受電設備、非常用発電設備等の整備済	・受電設備、非常用発電設備等の整備済 ・浸水対策のため、上記設備を屋上に設置	・受電設備、非常用発電設備等の整備済	・受電設備、非常用発電設備等の整備済

○現状の水害リスク情報や取組状況の共有（嶺北ブロック各市町）

①情報伝達、避難計画等に関する事項

坂井市	永平寺町	池田町	南越前町	越前町
【別紙】風水害避難マニュアル（洪水、土砂災害に係る避難勧告等の基準）を策定 【H29.03】	（１）避難準備・高齢者等避難開始 ○基準地点の水位観測所の水位が避難判断水位に到達し、かつ、上流域の水位観測所の水位が上昇している場合 ○基準地点の水位観測所の水位が避難判断水位に到達し、かつ、氾濫警戒情報において引き続き水位上昇が見込まれる場合 ○基準地点の水位観測所の水位が避難判断水位に到達し、かつ、上流域の気象情報、降水短時間予報で、さらに大量の降雨が予想される場合 ○堤防からの漏水等の発生の可能性が高まった場合、または、漏水等が発見された場合 （２）避難勧告 ○基準地点の水位観測所の水位が、氾濫危険水位に到達した場合 ○基準地点の水位観測所の水位が、避難判断水位を超えた状態で、氾濫警戒情報の水位予測により、水位が堤防高を超えることが予想される場合 ○基準地点の水位観測所の水位が、避難判断水位を超えた状態で、上流域の気象情報、降水短時間予報で、さらに大量の降雨が予想される場合 ○異常な漏水等が発見された場合 （３）避難指示（緊急） ○基準地点の水位観測所の水位が、堤防天端高に到達するおそれが高い場合 ○異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ○決壊や越水・溢水の発生又は氾濫発生情報が発表された場合	（１）避難準備・高齢者等避難開始 次のいずれかに該当する場合 ・土砂災害危険度レベル1 ・時間雨量60mmを超えたとき ・河川水位（足羽川3.5m、魚見川4.0m）に達したとき(池田町独自で避難判断水位として設定) （２）避難勧告 次のいずれかに該当する場合 ・土砂災害危険度レベル2、特別警報、記録的短時間大雨情報 ・時間雨量70mmを超えたとき ・河川水位（足羽川3.8m、魚見川4.4m）が氾濫危険水位に達したとき （３）避難指示 災害が発生または発災する恐れがある場合において、特に必要があると認められるとき	(1)避難準備情報 ・基準地点（聖橋）の水位が 氾濫注意水位 を超え、避難判断水位に到達すると予測される場合 ・大雨警報（浸水害）が発表され、台風の規模、水位情報、降雨予測情報、パトロールや住民からの通報等から、洪水による水害の危険が高いと判断される場合 (2)避難勧告 ・基準地点の水位が 避難判断水位 に達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ・大雨警報（浸水害）が発表され、台風の規模、水位情報、降雨予測情報、パトロールや住民からの通報等から、洪水による水害の危険が極めて高いと判断される場合 ・破堤につながるような漏水等が発見された場合 (3)避難指示 ・基準地点の水位が避難判断水位に達し、 氾濫危険水位に到達すると予測 される場合 ・大雨警報（浸水害）、大雨特別警報（浸水害）または洪水警報が発表され、近隣で既に洪水による浸水が発生し、台風の規模、水位情報、降雨予測情報、パトロールや住民からの通報から、洪水による水害が拡大する恐れがあると判断される場合 ・堤防が決壊した場合または破堤につながるような大量の漏水や亀裂等が発見された場合	（１）避難準備情報 時間のかかる避難行動要支援者とその支援者が避難できる時間を残して災害が発生する可能性が高まったとき。 ・河川水位が一定時間後に避難判断水位（特別警戒水位）もしくははん濫危険水位（危険水位）に到達すると予想されるとき　等 （２）避難勧告 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。 ・河川水位がはん濫危険水位に達したとき ・河川管理施設の異常（漏水等堤防の決壊につながるおそれがある被災）を確認したとき　等 （３）避難指示 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。 ・河川水位がはん濫危険水位に達したとき ・決壊や越水・溢水が発生したとき ・河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認したとき　等
・デジタル防災行政無線の設置（H28完了） ・Ｌアラートによるマスコミとの情報連動 ・防災メール登録者への情報発信	・防災行政無線のデジタル化（前年度整備済） ・ケーブルテレビの活用 ・防災メール登録者への情報発信	・防災行政無線（屋内外） ・一斉メール（職員・防災隊長） ・エリアメール	・各戸に設置されている音声告知端末による情報伝達 ・Ｌアラートによるメディアへの情報提供およびエリアメール発信	・防災行政無線のデジタル化（済） ・防災行政無線「戸別受信機」の各戸への整備 ・CATVとの連携 ・HP、防災メール（登録者）での情報発信
・指定避難所の表示板を設置（H28） ・避難行動要支援者名簿の作成	・防災の手引きによる避難所の周知 ・避難所の早期開設 ・避難行動要支援者名簿の作成	・避難情報の早期発令 ・消防団員や自主防災組織（ご近助防災）による避難誘導 ・避難行動要支援者名簿の作成	・一時避難場所及び指定避難所の表示板を設置 ・避難行動要支援者名簿の作成	・指定避難所の表示板設置 ・避難行動要支援者名簿の作成
洪水ハザードマップの全戸配布による浸水深及び避難所、避難方向の指示	洪水ハザードマップの全戸配布による浸水深及び避難所、避難方向の指示		洪水ハザードマップの全戸配布による浸水深及び避難所、避難方向の指示	・洪水ハザードマップの全戸配布、ホームページによる浸水深及び避難所の周知
・自主防災組織の育成 ・出前講座の実施	・防災訓練・防災研修会・出前講座の実施	・防災訓練の実施	・自主防災組織の育成 ・防災訓練の実施 ・出前講座の実施 ・「防災の手引き」全戸配布	・総合防災訓練の実施 ・水防訓練の実施

坂井市	永平寺町	池田町	南越前町	越前町
・自主防災組織の育成 ・水防資機材備蓄倉庫の整備	・自主防災組織の充実強化 ・自主防災連絡協議会の活動強化 ・防災士育成(273名取得)	・自主防災組織の強化 ・水防資機材倉庫の整備 ・資材運搬車両の整備 ・電源車両の整備 ・情報伝達用トランシーバーの整備	・自主防災組織の育成 ・防災士会立上げ	・自主防災組織の結成、育成 ・自主防災組織への資機材購入補助 ・「暮らしの便利帳」に防災意識啓発を掲載 ・防災倉庫の整備
・受電設備、非常用発電設備等の整備済	・受電設備、非常用発電設備等の整備済 ・庁舎は、浸水エリア外	・受電設備、非常用発電設備等の整備済	・受電設備、非常用発電設備等の整備済 ・浸水対策のため。上記設備を浸水しない高い場所に設置	・受電設備、非常用発電設備等の整備済